

東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設
の集約化の方向性

令和5年3月

目次

第1章 はじめに.....	2
1. 1 本方向性策定の背景.....	2
1. 2 本方向性の位置付け.....	2
第2章 東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）の概要と評価.....	3
2. 1 東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）の概要と重点目標.....	3
2. 2 重点目標の達成状況.....	4
第3章 人口及びごみ排出量の将来予測.....	12
3. 1 人口.....	12
3. 2 ごみ排出量.....	12
第4章 広域化・集約化の考え方.....	15
4. 1 広域化・集約化の基本的な考え方.....	15
4. 2 ブロック区割りの考え方.....	17
4. 3 廃棄物処理体制.....	19
第5章 広域化・集約化に向けた今後の取組.....	27
資 料 集.....	28
資料1 区市町村別推計人口.....	29
資料2 区市町村別推計ごみ排出量.....	32
資料3 区市町村別推計可燃ごみ排出量.....	35
資料4 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の 集約化について（通知）.....	38
資料5 ごみ処理の広域化計画について.....	45

第1章 はじめに

1. 1 本方向性策定の背景

東京都では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）及び「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月28日衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、平成11年3月に計画期間を10年間とした「東京都ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、都内においてごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）を推進してきた。

その結果、旧計画で第一義の目的としていた施設の集約化、ごみ処理に伴うダイオキシン類の大幅な排出削減を達成するなど、一定の成果を収めている。

一方、旧計画策定から20年以上が経過し、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化している。人口減少や社会環境の変化により今後のごみ排出量の減少が見込まれ、区市町村の財政状況の逼迫や担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念され、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築が求められている。加えて、気候変動問題や頻発化・激甚化する災害への対策もこれまで以上に重要な課題となっている。

このような中、国では新たに「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「環境省平成31年通知」という。）を発出し、各都道府県に対し、管内市町村と連携して、持続可能な適正処理の確保や気候変動対策の推進などを踏まえた広域化・集約化に係る計画を策定し、中長期的な視点を基に安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することを求めている。

東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和3年9月）において、区市町村及び一部事務組合（以下「区市町村等」という。）と連携し、一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化を進めることとしている。本書は、その具体化のための基本的な方向性を示すものである。

1. 2 本方向性の位置付け

本方向性は、環境省平成31年通知で示された国の方針に基づき、区市町村等とともに広域化・集約化を推進するための令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間における基本的な考え方を示すものである。

なお、今後のごみ処理を取り巻く環境や経済社会状況が大きく変化した場合には、適宜見直すものとする。

第2章 東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）の概要と評価

2.1 東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）の概要と重点目標

旧計画の主な目的はごみの発生抑制、再利用・資源循環の推進、ダイオキシン類削減等の環境保全対策の推進であり、これを達成するため、都と区市町村が連携、協力してごみ処理の広域化を総合的かつ計画的に推進することとしている。

その中で、重点目標として以下の3つを掲げている。

<東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）における重点目標>

ア 小規模焼却施設の解消

原則として全連続式 100 t / 日以上以上の施設規模とする。

イ ダイオキシン類削減の目標濃度の設定

ごみ焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度について目標濃度を設定し、排出削減を強化するとともに早期の実現を図るものとする。目標濃度の達成期限は、平成 14 年 11 月 30 日とする。

ダイオキシン類削減対策の目標濃度 (ng-TEQ/Nm³)

炉の種類	区分	目標濃度	法規制濃度
全連続式	新設炉（注1）	0.1	4 t / h 以上 0.1
			2~4 t / h 以上 1
	既設炉（注2）	0.5	4 t / h 以上 1
	既設炉（注3）	1	2~4 t / h 以上 5
准連続式機械化 バッチ式	新設炉（注1） （注4）	0.1	2~4 t / h 1
			~2 t / h 5
固定 バッチ式	既設炉 間欠運転	5	2~4 t / h 5 ~2 t / h 10

（注1）平成9年度以降に整備計画書を提出した焼却施設

（注2）平成3年度以降に整備計画書を提出した焼却施設

（注3）平成2年度以前に整備計画書を提出した焼却施設

（注4）離島で全連続式による焼却が困難な地域

ウ 焼却残さの減量・資源化

焼却残さの減量・資源化とともに、ダイオキシン類の削減を図るため、溶融固化、エコセメント化などによる高度処理を推進する。

2. 2 重点目標の達成状況

以下に、各重点目標の達成状況を示す。

(1) 「小規模焼却施設の解消」の達成状況

旧計画の策定時点で、区部はダイオキシン類の計画的削減や灰溶融施設の整備計画があり、また、既に焼却施設規模 100 t/日以上を確保していた。一方、多摩地域には一部で焼却施設規模が 100 t/日未満の施設があり、また、島しょ地域は全て 100 t/日未満であった。このため、旧計画の地域設定は多摩地域及び島しょ地域となっている。

多摩地域及び島しょ地域の進捗状況を以下に示す。

① 多摩地域

多摩地域は 30 市町村で構成されている。旧計画では、以下の 3 つのブロックに分け、広域化の推進を図ってきた。

広域化・集約化の進捗状況を表 2-1 に示す。

平成 10 年度時点で 100 t/日未満の施設が 2 施設残っていたが、広域化によって、施設の集約化・廃止が進み、旧計画の重点目標「小規模焼却施設の解消」は達成されている。ごみ焼却施設数は一部事務組合の再編も含め、平成 10 年度時点の 20 施設から 15 施設まで集約化が進んでいる。また、単独処理の自治体は 9 自治体から 6 自治体に減少し、処理体制としても広域化が進んでいる。浅川清流環境組合においては、旧計画のブロックを超えた広域化が行われている。このように、多摩地域においては、一定程度の広域化・集約化が進んだ。

○第 1 ブロック (中央部 9 市)

八王子市、立川市、昭島市、町田市、小平市、日野市、東大和市、武蔵村山市、多摩市

○第 2 ブロック (東部 13 市)

武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市 (旧田無市、旧保谷市)、狛江市、清瀬市、東久留米市、稲城市

○第 3 ブロック (西部 4 市 3 町 1 村)

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

※ 旧計画における多摩地域のブロック設定の考え方

多摩地域については、焼却処理施設等の予測できない緊急な事態や定期点検、改修等、施設の運転に支障が生じた場合のごみの適正処理を確保するための相互支援を目的とした「多摩地域ごみ処理広域支援体制」(平成 6 年 10 月策定)の中で設定されている 3 つの地域ブロックと同じ設定としていた。

表 2-1 多摩地域の広域化の状況 (2022 年 4 月時点)

旧計画ブロック	自治体	処理体制/組合		施設稼働状況												
		旧計画策定時	2022年4月時点	旧計画策定時	運転条件	施設規模 t/日	使用開始年度	2022年4月時点			施設規模 t/日					
								2022年4月時点	運転条件	施設規模 t/日						
第1ブロック	八王子市	1	※一部地域は多摩ニュータウン環境組合で処理	1	変更なし	1	八王子市戸吹清掃工場	全連	300	1998	1	継続使用中				
		2	単独処理	2	変更なし	2	八王子市北野清掃工場	全連	100	1994	2	継続使用中		2022年9月休止予定		
	3	単独処理	3	変更なし	3	八王子市館清掃工場 (2010年休止)	全連	300	1981	2	館クリーンセンター		2022年10月稼働予定	全連	160	
	立川市	4	※一部地域は多摩ニュータウン環境組合で処理	4	変更なし	4	立川市清掃工場	全連	280	1979	3	継続使用中				
	昭島市	5	単独処理	5	変更なし	5	昭島市新1・2号炉	全連	190	1994	4	継続使用中				
	町田市	6	多摩ニュータウン環境組合 ※八王子市、町田市の一部含む	6	変更なし	6	町田市町田リサイクル文化センター	全連	626	1982	5	町田市バイオエネルギーセンター ※バイオガス化施設 (50 t/日) 併設		2022年稼働	全連	258
	小平市 東大和市 武蔵村山市	7	単独処理	7	変更なし	7	小平・村山・大和衛生組合 3号ごみ焼却施設	全連	150	1975	6	廃止				
第2ブロック	多摩市	8	多摩ニュータウン環境組合 ※八王子市、町田市の一部含む	8	変更なし	8	小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設	全連	210	1986	6	継続使用中				
		9	単独処理	9	変更なし	9	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	全連	400	1998	7	継続使用中				
	日野市	10	単独処理	10	変更なし	10	日野市クリーンセンターごみ焼却施設	全連	220	1987	-	休止				
	国分寺市	11	単独処理	11	変更なし	11	国分寺市清掃センター	全連	140	1985	-	休止				
	小金井市	12	二枚橋衛生組合 (H21年度解散)	-	府中市：多摩川衛生組合で処理	12	二枚橋衛生組合ごみ処理施設 (第一施設)	全連	240	1967	8	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設		2020年稼働	全連	228
	府中市	13	二枚橋衛生組合 (H21年度解散)	8	ふじみ衛生組合 (H18.8組合規約の一部改正：可燃ごみの共同処理を追加) 構成：三鷹市、調布市	11	二枚橋衛生組合ごみ処理施設 (第二施設)	全連	270	1967	-	-				
	調布市	14	武蔵野三鷹地区保健衛生組合 (H15年度解散)	9	武蔵野市 (単独処理)	12	武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第1処理場	全連	195	1984	9	クリーンプラザふじみ		2013年稼働	全連	288
	三鷹市	15	単独処理	10	変更なし	13	武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第2処理場	全連	195	1984	10	武蔵野クリーンセンター		2017年稼働	全連	120
	武蔵野市	16	単独処理	11	変更なし	14	東村山市秋水園	全連	150	1981	11	継続使用中				
	東村山市	17	柳泉園組合	11	変更なし	15	柳泉園組合ごみ処理施設第二工場	全連	240	1986	12	柳泉園クリーンポート		2000年稼働	全連	315
清瀬市	18	多摩川衛生組合 ※H5年度から府中市加入 (府中市の一部地域の処理開始)。	12	多摩川衛生組合 ※ (H19) 府中市全域の処理開始 (H11.4) 国立市加入	16	多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川	全連	450	1998	13	継続使用中					
東久留米市	19	単独処理	14	西秋川衛生組合	17	国立市清掃工場	全連	90	1974	-	廃止					
西東京市	20	単独処理	13	西多摩衛生組合	18	西多摩衛生組合環境センター	全連	480	1998	14	継続使用中					
府中市※ 国立市	21	単独処理	14	西秋川衛生組合	19	西秋川衛生組合高尾清掃センター (焼却施設)	全連	150	1978	15	西秋川衛生組合高尾清掃センター 熱回収施設(焼却施設)		2014年稼働	全連	117	
狛江市	22	単独処理	15	西秋川衛生組合	20	奥多摩町クリーンセンターごみ焼却処理施設	パッチ	13	1989	-	廃止					
稲城市	23	単独処理	16	西秋川衛生組合												
国立市	24	単独処理	17	西秋川衛生組合												
青梅市	25	単独処理	18	西秋川衛生組合												
福生市	26	単独処理	19	西秋川衛生組合												
羽村市	27	単独処理	20	西秋川衛生組合												
瑞穂町	28	単独処理	21	西秋川衛生組合												
あきる野市	29	単独処理	22	西秋川衛生組合												
日の出町	30	単独処理	23	西秋川衛生組合												
檜原村	31	単独処理	24	西秋川衛生組合												
奥多摩町	32	単独処理	25	西秋川衛生組合												

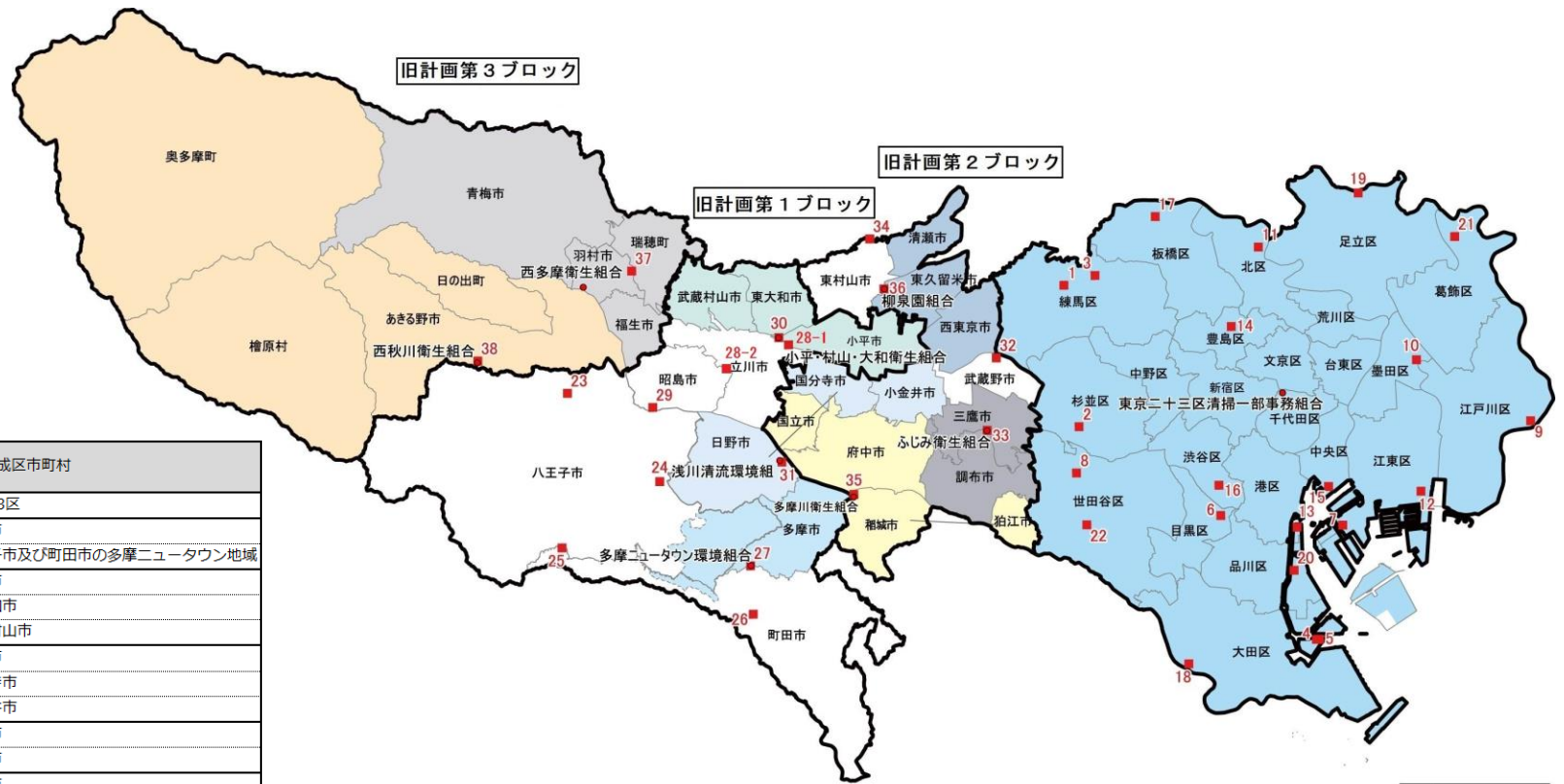
② 島しょ地域

島しょ地域は、9町村（伊豆諸島8町村、小笠原諸島1村）で構成されている。離島という地理的条件により、各町村にごみ焼却施設が1施設ずつ設置されており、処理対象である可燃ごみ量が少ないため全ての施設規模は20t/日未満となっている。

なお、最終処分については、伊豆諸島8町村の焼却残さは東京都島嶼町村一部事務組合の大島一般廃棄物管理型最終処分場、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場で広域処理を行っている。大島町、利島村、新島村及び御蔵島村の不燃ごみはそれぞれの町村の処分場で処理を行っている。

小笠原村では、父島埋立処分場で処理を行っている。

離島という地理的条件から、広域処理を行う場合、船舶での運搬が必要となるが、荒天時に一定期間運搬ができないなどのリスクが考えられ、公衆衛生の確保の面での課題がある。また、島しょ地域での広域化が図られた場合でも、100t/日以上焼却施設規模の確保は難しいため、島しょ地域では、中間処理に関しては必ずしも広域化が適しているとは言えない状況である。



旧計画ブロック	組合名と構成区市町村	
区部	東京二十三区清掃一部事務組合	東京23区
第1ブロック	多摩ニュータウン環境組合	多摩市 八王子市及び町田市の多摩ニュータウン地域
	小平・村山・大和衛生組合	小平市 東大和市 武蔵村山市
	浅川清流環境組合	日野市 国分寺市 小金井市
	ふじみ衛生組合	三鷹市 調布市
第2ブロック	多摩川衛生組合	狛江市 稲城市 府中市 国立市
	柳泉園組合	清瀬市 東久留米市 西東京市
	西多摩衛生組合	青梅市 福生市 羽村市 瑞穂町
第3ブロック	西秋川衛生組合	あきる野市 日の出町 檜原村 奥多摩町

島しょ地域

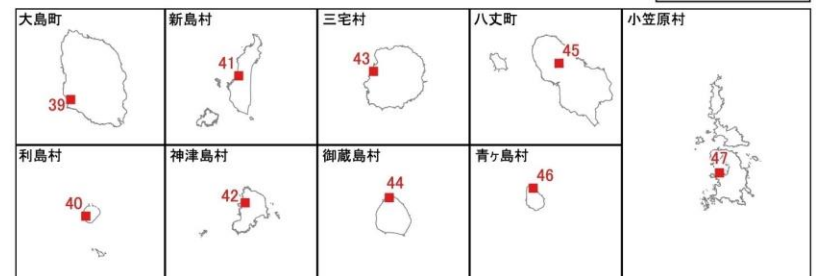


図 2-1 都内のごみ焼却施設立地状況 (2022 年 4 月時点)

表 2-2 都内のごみ焼却施設一覧（2022 年 4 月時点）

	自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	備考
区 部	東京二十三区清掃一部事務組合	1 練馬清掃工場	2015	500	
		2 杉並清掃工場	2017	600	
		3 光が丘清掃工場	2021	300	
		4 大田清掃工場	2014	600	
		5 大田清掃工場第一工場	2022	600	2022年11月 再整備工事完了予定
		6 目黒清掃工場	2023	600	2023年 稼働予定
		7 有明清掃工場	1994	400	
		8 千歳清掃工場	1996	600	
		9 江戸川清掃工場	2027	600	2027年 稼働予定
		10 墨田清掃工場	1998	600	2029年 建替工事予定
		11 北清掃工場	1998	600	2022年 建替工事予定
		12 新江東清掃工場	1998	1800	
		13 港清掃工場	1999	900	
		14 豊島清掃工場	1999	400	
		15 中央清掃工場	2001	600	
		16 渋谷清掃工場	2001	200	
		17 板橋清掃工場	2002	600	2030年 建替工事予定
		18 多摩川清掃工場	2003	300	2031年 建替工事予定
		19 足立清掃工場	2005	700	
		20 品川清掃工場	2006	600	
		21 葛飾清掃工場	2006	500	
		22 世田谷清掃工場	2008	300	2026年 建替工事予定
多 摩 地 域	八王子市	23 八王子市戸吹清掃工場	1998	300	
		24 八王子市北野清掃工場	1994	100	2022年9月 休止予定
		25 館クリーンセンター	2022	160	2022年10月 稼働予定
	町田市	26 町田市バイオエネルギーセンター	2022	258	
	多摩ニュータウン環境組合	27 多摩清掃工場	1998	400	
	立川市	28 立川市清掃工場（28-1）	1980	280	立川市クリーンセンター稼働後に廃止予定
		立川市クリーンセンター（28-2）	2023	120	2023年 稼働予定
	昭島市	29 昭島市清掃センター	1994	190	
	小平・村山・大和衛生組合	30 4・5号ごみ焼却施設	1986	210	2025年 新施設稼働予定
	浅川清流環境組合	31 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設	2020	228	
	武蔵野市	32 武蔵野クリーンセンター	2017	120	
	ふじみ衛生組合	33 クリーンプラザふじみ	2013	288	
	東村山市	34 東村山市秋水園	1981	150	2028年度 新施設稼働目標
	多摩川衛生組合	35 クリーンセンター多摩川	1998	450	
	柳泉園組合	36 柳泉園クリーンポート	2000	315	
西多摩衛生組合	37 西多摩衛生組合環境センター	1998	480		
西秋川衛生組合	38 西秋川衛生組合高尾清掃センター 熱回収施設(焼却施設)	2014	117		
島 し よ 地 域	大島町	39 千波環境美化センター(焼却施設)	2014	15	
	利島村	40 利島村清掃センター	1996	2.5	2024年 新施設稼働予定
	新島村	41 新島村清掃センター	2019	6	
	神津島村	42 神津島村清掃センター	1994	13	
	三宅村	43 三宅村クリーンセンター	2000	7	
	御蔵島村	44 御蔵島じん芥処理施設	1996	2	
	八丈町	45 八丈町クリーンセンター	1997	17	2024年 新施設稼働予定
	青ヶ島村	46 青ヶ島村クリーンセンター	2003	0.5	
小笠原村	47 父島クリーンセンター	1999	4.6		

(2) 「ダイオキシン類削減の目標濃度の設定」の達成状況

都内のダイオキシン類（推計値）の推移を図 2-2 に示す。

旧計画で設定した目標濃度の達成に向け、排ガス処理等の対策強化を行い、一般廃棄物焼却炉からの排出量は、平成 10 年度の 39.57g-TEQ/年から平成 14 年度までに大幅に削減された。平成 29 年度には 0.28 g-TEQ/年となっており、旧計画で示される平成 9 年度の排出量 66.7 g-TEQ/年から 99%以上の削減となった。このため、旧計画の目的であったダイオキシン類削減は達成されていると評価できる。

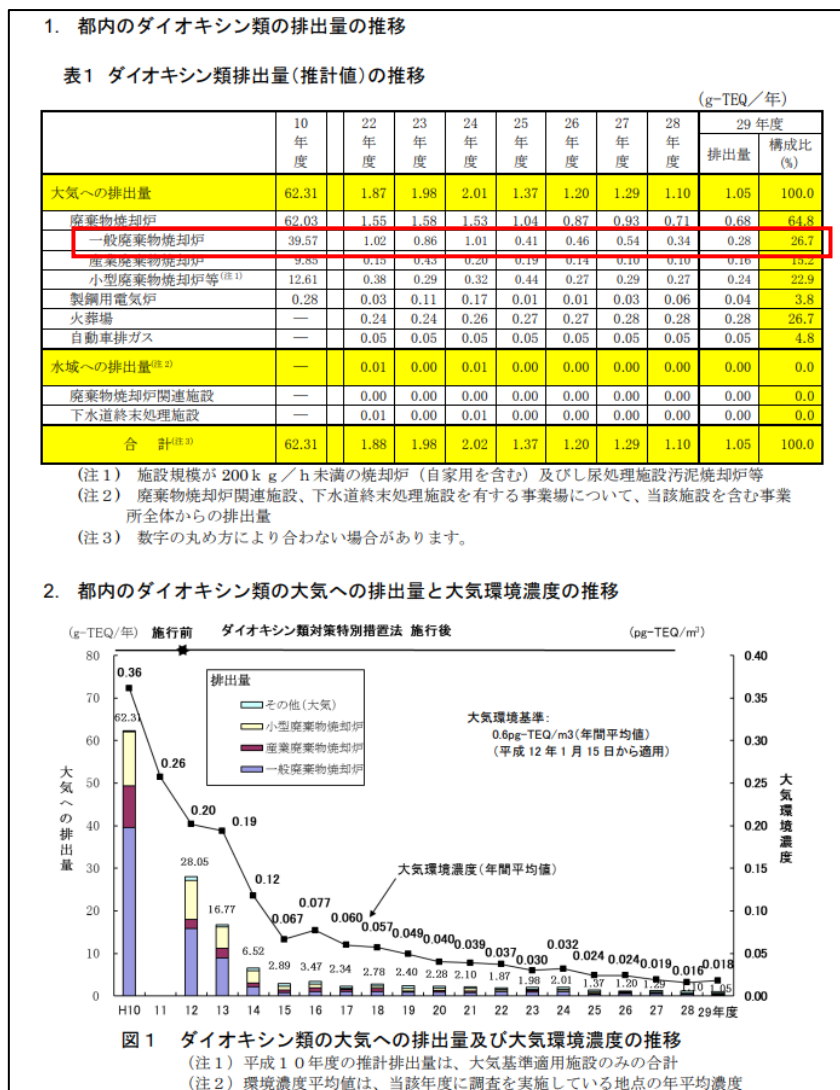


図 2-2 都内のダイオキシン類の排出量の推移

(出典：平成 29 年度都内のダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について (平成 30 年 8 月 31 日 東京都))

(3) 「焼却残さの減量・資源化」の達成状況

焼却処理量の推移、焼却残さ埋立量の推移、焼却灰等資源化量の推移を図 2-3 から図 2-5 に示す。

都内の焼却処理量は、平成 10 年度から令和元年度にかけて約 21%減少している。

焼却処理量の減少に加え、焼却灰等の資源化（スラグ化、セメント原料化）によって、焼却残さの埋立量は大幅に減少している。

資源化に関しては、特に多摩地域で平成 18 年度から東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業が開始され、資源化量の増加と埋立量の削減が図られている。区部では、灰溶融施設を整備し、灰の資源化を図っていたが、維持管理コストや大量のエネルギー使用による CO₂ 排出などの課題から平成 26 年度以降順次休止し、一時的に資源化量が減少した。現在では、セメント原料化による資源化量を増やしている。

島しょ地域では、地理的条件から焼却残さの資源化は図られていない状況である。

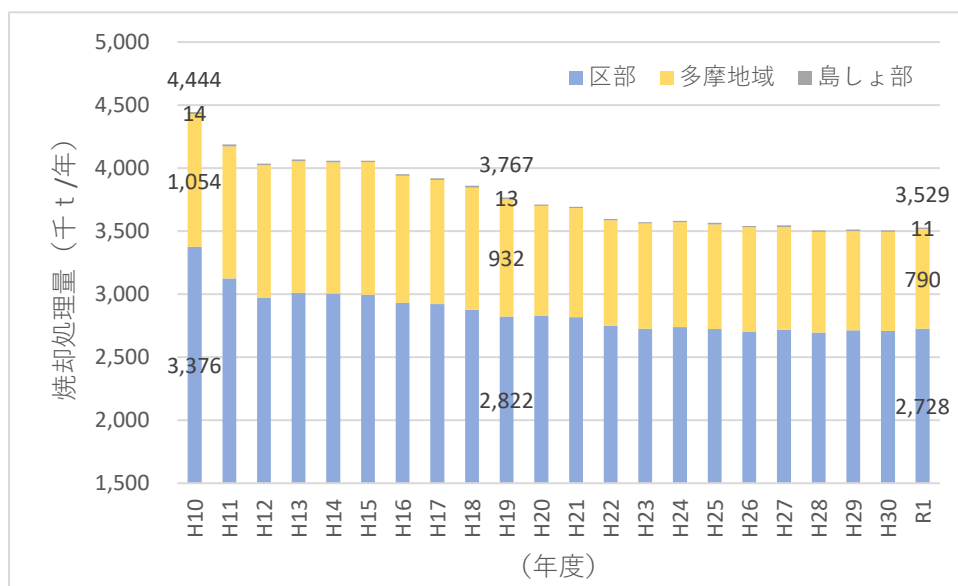


図 2-3 焼却処理量の推移
(環境省 一般廃棄物処理実態調査を基に作成)

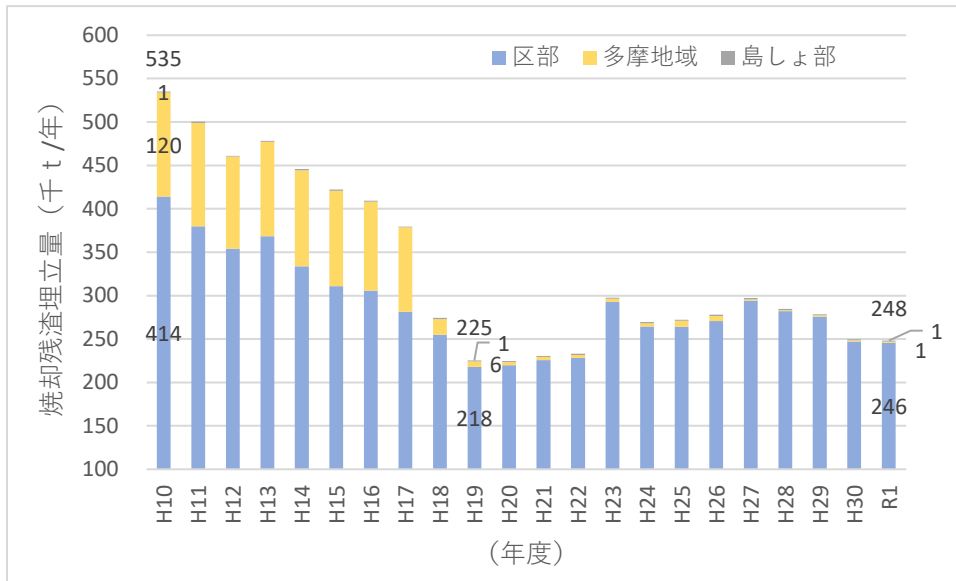


図 2-4 焼却残さ埋立量の推移
(環境省 一般廃棄物処理実態調査を基に作成)

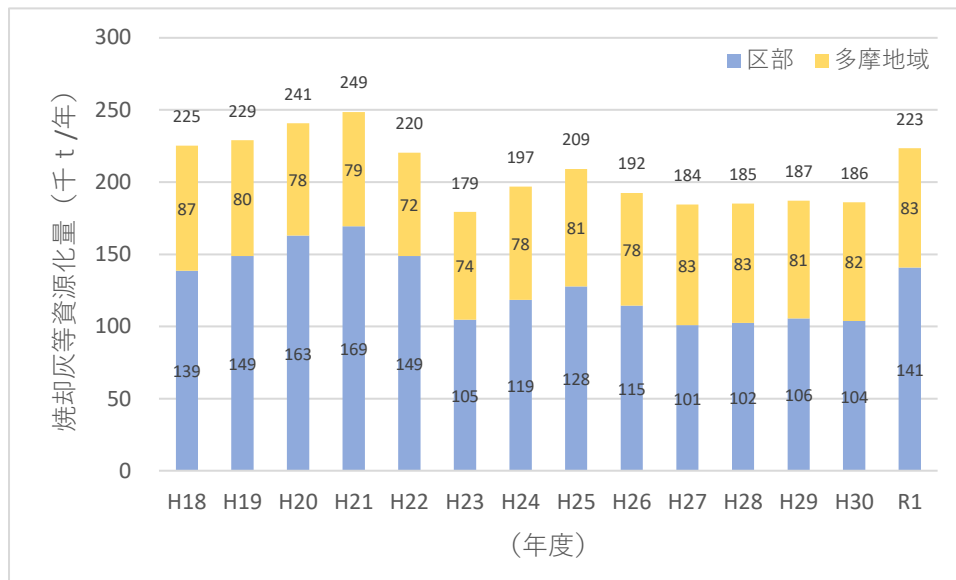


図 2-5 焼却灰等資源化（スラグ含む）量の推移

※環境省が公表する一般廃棄物処理実態調査、「処理状況 東京都集計結果（ごみ処理状況）」施設資源化内訳として「溶融スラグ」、「焼却灰・飛灰のセメント原料化」が示された平成 18 年度以降を示している。

(環境省 一般廃棄物処理実態調査を基に作成)

第3章 人口及びごみ排出量の将来予測

3. 1 人口

(1) 東京都全体及び地域別（区部、多摩・島しょ地域）の予測

東京都の将来人口は、図3-1に示すとおり、2030年にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されている。

地域別では、区部よりも多摩・島しょ地域で先に人口減少に転じると想定される。

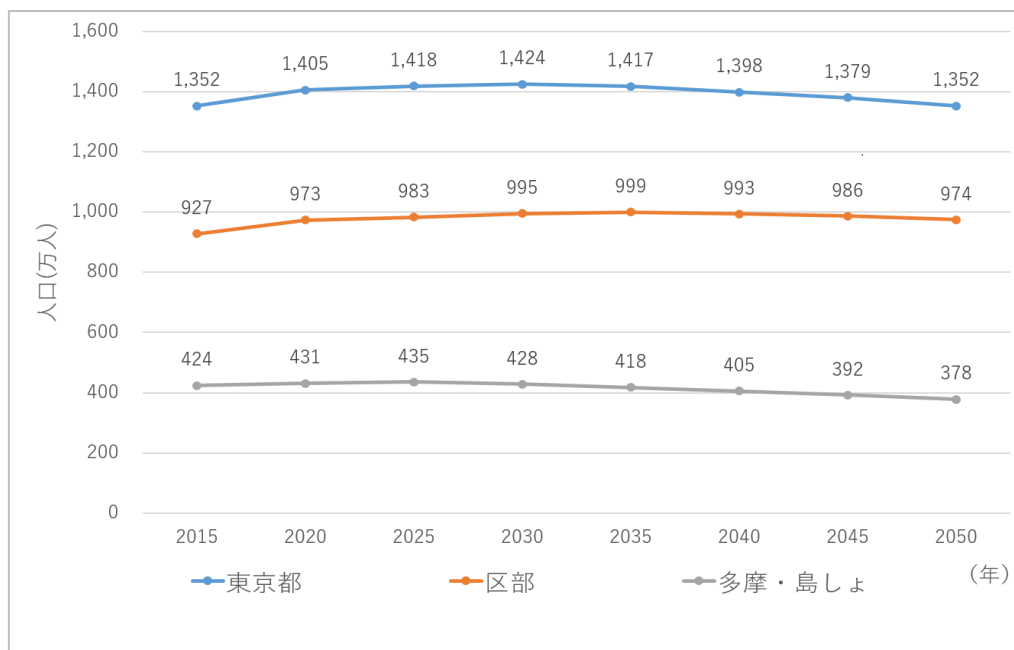


図3-1 東京都（東京都全体、区部、多摩・島しょ地域）の推計人口
（注）「未来の東京」戦略（令和5年1月） 附属資料 東京の将来人口を基に作成）

3. 2 ごみ排出量

(1) 総排出量

ごみ排出量は「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の2030年度までの推計値※（図3-2）を基に試算した。

ごみ排出実績、人口推計を踏まえたごみ排出量の推計（ベース）に対して、基本対策シナリオではプラスチック対策、食品ロス対策を実施することで2030年度に416万トンになると推計される。更に、対策強化シナリオではオフィスや商業施設での書類等の電子化により紙くずの削減が進み、2030年度に414万トンになると見込んでいる。

図3-3に、対策強化シナリオと推計人口を踏まえた2030年度までの地域別ごみ排出量を示す。

※「未来の東京」戦略（令和5年1月）附属資料中、東京の将来人口では区市町村別の推計が公表されていないため、推計値の算出には、資料1に示す区市町村別推計人口（東京都昼間人口の予測 統計データ（令和2年3月）将来の区市町村、男女別常住人口（総務局）を基に作成）を使用した。

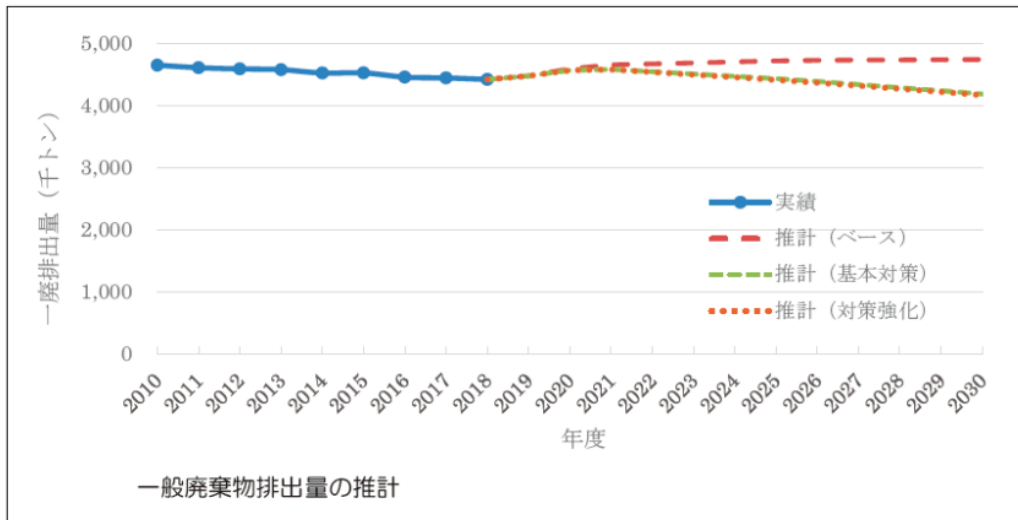


図 3-2 一般廃棄物排出量の推計

(出典：東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和 3 年 9 月）)

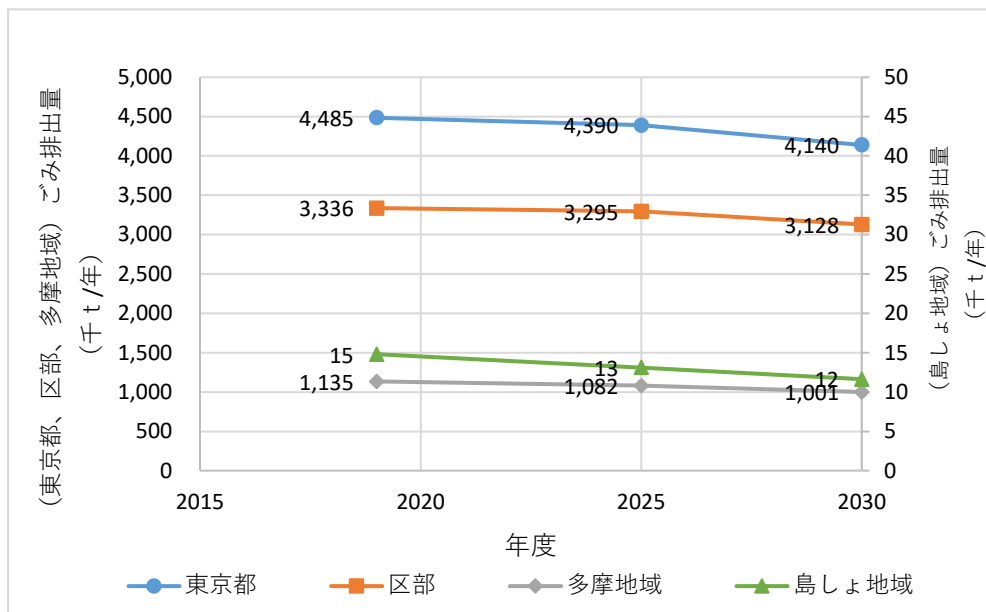


図 3-3 地域別ごみ排出量

(2) 可燃ごみ排出量

(1) の推計値及び近年の可燃ごみ処理状況を踏まえ、2030 年度までの可燃ごみ排出量を推計した結果を図 3-4 に示す。

区部では、2019 年度 2,664 千トンから 2030 年度には約 9% の削減、多摩地域では 2019 年度 728 千トンから 2030 年度には約 18% の削減、島しょ地域では 2030 年度の 11 千トンから約 28% の削減が予想される。

多摩地域、島しょ地域では、施策の展開に加え、今後の人口減少の影響もあり、区部と

比較すると排出量の減少速度が速いことが予測される。

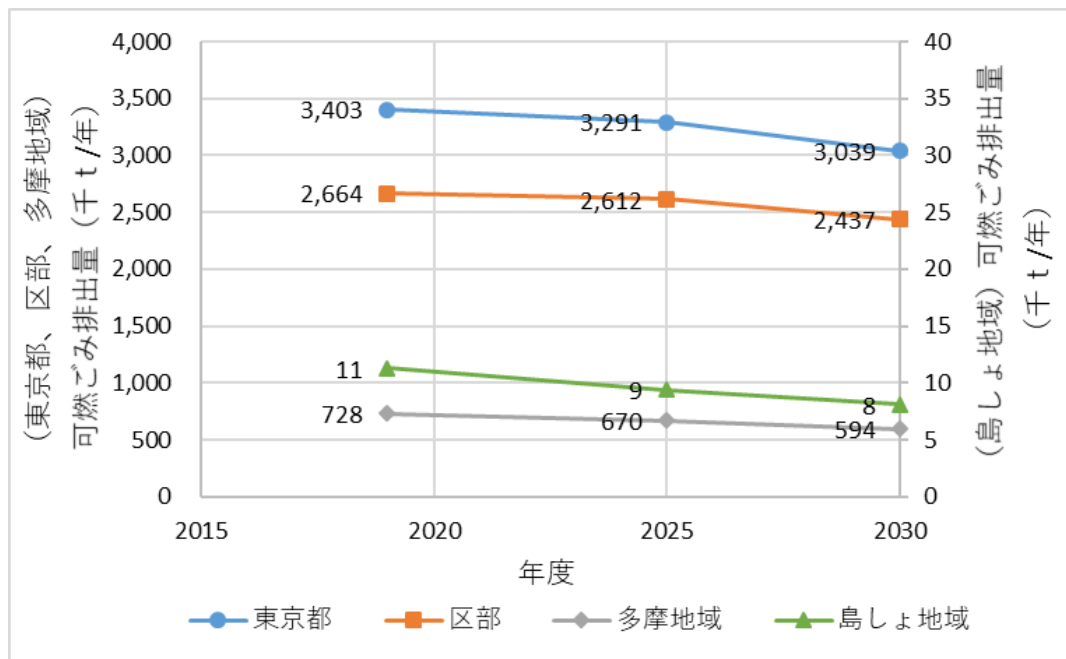


図 3-4 地域別可燃ごみ排出量の予測

第4章 広域化・集約化の考え方

4. 1 広域化・集約化の基本的な考え方

将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、環境省平成31年通知を踏まえ、以下の考え方に基づき新たに広域化・集約化の方向性を示し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進する。

なお、本方向性ではごみ排出量の大半を占める可燃ごみを処理するごみ焼却施設を軸とし、その他の施設については各地域の状況に応じて、広域化・集約化の検討を進めることとする。

(1) 持続可能な適正処理の確保

①ごみの排出抑制とリサイクルの推進

施設整備の前提として、施設整備費や処理費の削減、収集運搬や処理に伴うエネルギー消費量の削減、最終処分場の延命など、全ての基本となるごみの排出抑制とリサイクルを推進する。

推進に当たっては、ごみの分別や廃棄物系バイオマスの利活用などのリサイクルに配慮した施設整備に加え、東京都資源循環・廃棄物処理計画及び区市町村等のごみ処理基本計画等に基づく施策により、ごみの排出抑制・資源物の分別を更に進め、焼却及び埋立処理するごみを可能な限り削減する。

なお、環境省平成31年通知も踏まえ、地域特性、社会状況の変化による将来的なごみ量・ごみ質の変化によっては、メタンガス化や固形燃料化などを選択することが効率的な場合も想定されることから、状況に応じた処理システムの検討を行う。

②廃棄物処理経費の縮減

施設統合による施設整備費の削減をはじめ、売電、民間資金等活用事業の活用など、効率的な廃棄物処理体制の構築を進め、施設整備費、処理費等の廃棄物処理経費の縮減に努める。

(2) 気候変動対策の推進

ごみ処理施設における省エネルギー、ごみ焼却施設における効率的なエネルギー回収などにより、温室効果ガスの排出を抑制する。また、各種ごみ処理施設の集約や中継施設の設置などにより、廃棄物の収集運搬をはじめとする廃棄物処理体制全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を目指す。

(3) 災害対策の強化

ごみ処理施設の整備に当たっては、施設の耐震化や地盤の嵩上げなど、地域特性を踏まえ災害に対する施設の強靱化を図る。

その際、広域的な相互支援協定などを締結することで、施設の集約化だけではなく広域的な連携体制の構築も検討する。

また、避難所や防災備蓄など、防災対策拠点としての施設整備も考慮する。

(4) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域エネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、都内でも実施例が見られる。

ごみ処理施設に多面的な機能を持たせ、地域の重要な社会インフラとしての機能を高めた整備を目指す。

以上を踏まえ、ごみ焼却施設については、エネルギー利活用の観点から、引き続き、原則として100 t/日以上全連続焼却式ごみ焼却施設の設置を目指すこととし、各地域の計画や状況も踏まえ300 t/日以上のごみ焼却施設の設置についても検討することとする。

4. 2 ブロック区割りの考え方

(1) ブロック区割り

東京都は、区部、多摩地域及び島しょ地域に分けられる。各地域について、以下の考えでブロック区割りとする。

①区部

区部については、東京二十三区清掃一部事務組合として既に広域処理が行われており、今後も、同体制を維持していくことを基本とする。

②多摩地域

多摩地域については、山脈や半島による地理的な制約が少なく、道路交通網が比較的整っている。また、既に旧計画において設定されたブロックを超えた広域化が実施されている状況にある。現状の施設整備状況を踏まえても、必ずしも隣接する地域間の施設の更新時期が近いとは限らず、多摩地域について旧計画のような3つのブロックを設定する合理性が乏しくなっている。

以上を踏まえ、多摩地域全域を1ブロックとして設定する。

③島しょ地域

島しょ地域については、旧計画の地域の設定を踏襲する。

離島という地理的特性を踏まえ、広域処理を行うことが、効率的な処理につながる場合は広域連携を行い、島しょ地域に応じた持続可能な処理体制の確保を図っていくこととする。

○ブロック区割り

ブ ロ ッ ク	構成区市町村 <面積> (km ²)	現状		将来推計	
		(2019 年度)		(2030 年度)	
		人口 (人)	上：ごみ総量 下：可燃ごみ量 (t/年)	人口 (人)	上：ごみ総量 下：可燃ごみ量 (t/年)
区 部	東京 23 区 <618.97>	9,696,700	3,335,656 2,664,027	9,992,282	3,127,766 2,437,035
多 摩 地 域	30 市町村 (26 市 3 町 1 村) <1,159.82> 八王子市、立川市、 昭島市、町田市、小 平市、日野市、東大 和市、武蔵村山市、 多摩市、武蔵野市、 三鷹市、府中市、調 布市、小金井市、東 村山市、国分寺市、 国立市、西東京市、 狛江市、清瀬市、東 久留米市、稲城市、 青梅市、福生市、羽 村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、 奥多摩町、檜原村	4,282,471	1,134,922 728,142	4,169,961	1,000,602 593,898
島 し よ 地 域	9 町村 <401.87> 大島町、利島村、新 島村、神津島村、三 宅村、御蔵島村、八 丈町、青ヶ島村、小 笠原村	24,926	14,792 11,273	21,567	11,632 8,075

※「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の推計値を基に作成

4. 3 廃棄物処理体制

(1) 施設整備の基本的な考え方

① ごみ焼却施設

4.2 で設定したブロック区割りを基本に、ごみ排出量の予測や各地域の置かれている状況、施設の更新時期を踏まえ、広域化を基本としたエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を目指す。

この際、施設運営や収集運搬等の「処理費用」や「温室効果ガス排出量」などについて、比較検討し、より安定的かつ効率的な処理体制を選択する。

なお、島しょ地域は離島という地理的な条件から以上の考え方は適用しない。

② マテリアルリサイクル推進施設

ア) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設で発生する可燃性の処理残さの発生量は粗大ごみ量の大半を占め、ごみ焼却施設へ併設することで残さの運搬が不要になる。また、ごみ焼却施設に併設することで焼却発電エネルギーの活用が可能になるなど、処理・運用面の効率化が期待できる。

ブロック区割りを基本に、ごみ焼却施設の統合等に併せ、集約化の可能性を検討する。

イ) 資源化施設

ブロック区割りを基本に検討することとするが、処理後の資源物の引渡先などの条件によって、各地域での処理が効率的な場合もあるため、必ずしも集約化を目指すものではない。なお、民間施設への資源化委託等により施設整備が不要な場合は整備する必要はない。

また、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、地域において、より効率的な処理体制の構築に向けて検討する。

③ 廃棄物運搬中継施設

広域化・集約化の検討において、収集運搬効率を高めるため、必要に応じて中継施設の設置について検討する。

③ 最終処分場

ごみの排出抑制や資源化による埋立処分量の削減を進め、最終処分場の延命化を図る。それでもなお必要となる最終処分場については、ブロック区割りを基本に、最終処分場の広域整備等の可能性を検討する。

(2) 2031年度までの施設整備見通し

①区部

ごみ焼却施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、マテリアルリサイクル推進施設は東京二十三区清掃一部事務組合と一部の区が、最終処分場は東京都が設置、管理を行っている。

ア) ごみ焼却施設

22施設を順次、更新又は延命化を図る計画となっている。

自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	整備見通し(年)										
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
東京二十三区清掃一部事務組合	練馬清掃工場	2015	500	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	杉並清掃工場	2017	600	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	光が丘清掃工場	2021	300	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	大田清掃工場	2014	600	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
	大田清掃工場第一工場 (2022年11月再整備工事完了予定)	2022	600	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	目黒清掃工場	2023	600		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	有明清掃工場	1994	400	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
	千歳清掃工場	1996	600	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
	江戸川清掃工場	2027	600							1	2	3	4	5
	墨田清掃工場	1998	600	25	26	27	28	29	30	31	32			
	北清掃工場	1998	600	25									1	2
	新江東清掃工場	1998	1800	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
	港清掃工場	1999	900	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
	豊島清掃工場	1999	400	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
	中央清掃工場	2001	600	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	渋谷清掃工場	2001	200	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	板橋清掃工場	2002	600	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
	多摩川清掃工場	2003	300	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
	足立清掃工場	2005	700	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
	品川清掃工場	2006	600	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	葛飾清掃工場	2006	500	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	世田谷清掃工場	2008	300	15	16	17	18	19						

※枠内の数字は稼働年数を示す。

■ : 建替工事 ■ : 延命化工事

イ) マテリアルリサイクル推進施設

東京二十三区清掃一部事務組合では、2027年度の新施設の稼働に併せ、2施設を休止予定としている。

自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	整備見通し(年)										
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
区東京二十三区清掃一部事務組合	中防不燃・粗大ごみ処理施設	2027年度	70t/h							1	2	3	4	5
	中防不燃ごみ処理センター第二プラント	1996	1800	27	28	29	30	31	休止					
	京浜島不燃ごみ処理センター	1996	600	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
	粗大ごみ破碎処理施設	1979	696	44	45	46	47	48	休止					
港区	港資源化センター	1999	40.8	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
品川区	品川区資源化センター	1992	144	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
世田谷区	世田谷区資源循環センター	2008	72.2	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
荒川区	あらかわりサイクルセンター	2016	17	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
板橋区	板橋区立リサイクルプラザ	2006	30	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	

※枠内の数字は稼働年数を示す。

■ : 建替工事

ウ) 最終処分場

最終処分場は東京都が管理しており、最終処分量の削減を図りながら、当面は継続使用していく予定である。

自治体等	施設名	稼働年	全体容量 (㎡)	埋立完了予定(年)									
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
東京都	東京都新海面処分場(A~C)	1998	45,770,000	未定									
	東京都中央防波堤外側埋立処分場	1977	47,580,000	未定									

※枠内の数字は稼働年数を示す。

②多摩地域

ア) ごみ焼却施設

6市8組合により15施設が稼働中であり、2031年までに新施設として4施設の整備が予定されている。

旧計画 ブロック	自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	整備見通し(年)									
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第1 ブ ロ ッ ク	多摩ニュータウン環境組合(※処理区域:多摩市全域、八王子市及び町田市の多摩ニュータウン区域)													
	八王子市 ※町田市 多摩市	多摩清掃工場	1998	400	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	八王子市	八王子市戸吹清掃工場	1998	300	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
		八王子市北野清掃工場(2022年9月休止予定) 館クリーンセンター(2022年10月稼働予定)	1994 2022	100 160	29 1		2 3	3 4	4 5	5 6	6 7	7 8	8 9	9 10
	町田市	町田市バイオエネルギーセンター	2022	258	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	立川市	立川市清掃工場	1980	280	43									
		立川市クリーンセンター	2023	120		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	昭島市	昭島市清掃センター	1994	190	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	小平・村山・大和衛生組合													
	小平市 東大和市 武蔵村山市	4・5号ごみ焼却施設	1986	210	37	38	39							
新施設		2025	236			1	2	3	4	5	6	7		
浅川清流環境組合														
日野市	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設	2020	228	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
武蔵野市	武蔵野クリーンセンター	2017	120	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
ふじみ衛生組合														
三鷹市 調布市	クリーンプラザふじみ	2013	288	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
東村山市	東村山市秋水園	1981	150	42	43	44	45	46	47					
	新施設	2028 年度	100 (見込)							1	2	3	4	
多摩川衛生組合														
狛江市 稲城市 府中市 国立市	クリーンセンター多摩川	1998	450	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
柳泉園組合														
清瀬市 東久留米市 西東京市	柳泉園クリーンポート	2000	315	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
西多摩衛生組合														
青梅市 福生市 羽村市 瑞穂町	西多摩衛生組合環境センター	1998	480	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
西秋川衛生組合														
あきる野市 日の出町 檜原村 奥多摩町	西秋川衛生組合高尾清掃センター熱回収施設(焼却施設)	2014	117	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	

: 新施設

※枠内の数字は稼働年数を示す。

イ) マテリアルリサイクル推進施設

17 市町 7 組合により 29 施設が稼働中であり、2031 年までに新施設として 4 施設の整備が予定されている。

旧計画 ブロック	自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	整備見通し(年)										
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
第 1 ブ ロ ッ ク	多摩ニュータウン環境組合(※処理区域:多摩市全域、八王子市及び町田市の多摩ニュータウン区域)														
	八王子市 ※町田市 多摩市	多摩清掃工場	2002	90	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	多摩市	多摩市立資源化センター	1999	48	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
	八王子市	プラスチック資源化センター	2010	52	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
		戸吹不燃物処理センター	2015	34	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	町田市	町田バイオエネルギーセンター	2022	47	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		町田市剪定枝資源化センター	2008	10	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
		リレーセンターみなみ	2016	4.9	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	立川市	立川市総合リサイクルセンター	1996	76	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
	昭島市	昭島市環境コミュニケーションセンター	2011	35.9	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
	小平・村山・大和衛生組合														
	小平市 東大和市 武蔵村山市	不燃・粗大ごみ処理施設	2020	28	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
資源物中間処理施設		2019	23	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
小平市	小平市リサイクルセンター	2019	18.2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
日野市	日野市クリーンセンター	2020	27.8	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
	プラスチック類資源化施設														
国分寺市	国分寺市清掃センター	1985	30	38	39	40	41	42	43						
	新施設	2028 年度								1	2	3	4		
小金井市	小金井市中間処理場	1986	30	37	38										
	新施設	2024 年度			1	2	3	4	5	6	7	8			
武蔵野市	武蔵野クリーンセンター	2017	10	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
ふじみ衛生組合															
三鷹市 調布市	ふじみ衛生組合リサイクルセンター	1995	83.9	28	29	30	31	32							
	新施設	2027 年度							1	2	3	4	5		
東村山市	東村山市秋水園リサイクルセンター	2014	11.4	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
多摩川衛生組合															
狛江市 稲城市 府中市 国立市	クリーンセンター多摩川	1998	50	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34		
	府中市 新施設	1995 2027 年度	60	28	29	30	31	32		1	2	3	4	5	
国立市	国立市環境センター	1989	30	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43		
柳泉園組合															
清瀬市	柳泉園組合粗大ごみ処理施設	1975	50	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
東久留米市 西東京市	柳泉園組合リサイクルセンター	1993	65	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39		
第 3 ブ ロ ッ ク	青梅市	青梅市リサイクルセンター (破砕選別処理施設)	1984	44.8	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
	福生市	福生市リサイクルセンター	1997	33	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
	羽村市	羽村市リサイクルセンター	1996	30	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
	瑞穂町	みずほリサイクルプラザ	2003	10.8	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
西秋川衛生組合															
あきる野市 日の出町 檜原村 奥多摩町	西秋川衛生組合高尾清掃センター (リサイクル施設)	2016	28.3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
多摩地域	東京たま広域資源循環組合														
25市1町	東京たまエコセメント化施設	2006	330	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		

※枠内の数字は稼働年数を示す。

ウ) 最終処分場

多摩地域では、東京たま広域資源循環組合又は民間事業者での資源化、最終処分を行っている。

あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町は、東京たま広域資源循環組合に所属していないため、西秋川衛生組合で最終処分を行っている。

なお、町田市は、2003年度まで清掃工場で発生した焼却灰等を埋立処分していたが、現在は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、資源化を行っているため、処分場への埋立ては行っていない。

旧計画 ブロック	自治体等	施設名	稼働年	全体容量 (㎡)	埋立完了予定(年)										
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
ブ ロ ッ ク 1	町田市	町田市一般廃棄物最終処分場	1980	638,822	未定(現在は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入のため埋立なし)										
ブ ロ ッ ク 3	西秋川衛生組合		2001	87,000	(予定) 2044年										
	あきる野市 日の出町 檜原村 奥多摩町	西秋川衛生組合御前石排水処理センター (第2御前石最終処分場)													
多摩地域	東京たま広域資源循環組合		1998	3,700,000	(予定) 2028年										
	25市1町(※)	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場													

※枠内の数字は稼働年数を示す。

※ 東京たま広域資源循環組合(構成市町:25市1町)

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

③島しょ地域

ア) ごみ焼却施設

9 町村により 9 施設が稼働中であり、利島村及び八丈町では新施設の整備が予定されている。

自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	整備見通し(年)									
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
大島町	千波環境美化センター(焼却施設)	2014	15	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
利島村	利島村清掃センター	1996	2.5	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	新施設	2024	1.5			1	2	3	4	5	6	7	8
新島村	新島村清掃センター	2019	6	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
神津島村	神津島村清掃センター	1994	13	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
三宅村	三宅村クリーンセンター	2000	7	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
御蔵島村	御蔵島じん芥処理施設	1996	2	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
八丈町	八丈町クリーンセンター	1997	17	26	27								
	新施設	2024	12			1	2	3	4	5	6	7	8
青ヶ島村	青ヶ島村クリーンセンター	2003	0.5	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
小笠原村	父島クリーンセンター	1999	4.6	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33

：新施設

※枠内の数字は稼働年数を示す。

イ) マテリアルリサイクル推進施設

8 町村により 8 施設が稼働中であり、八丈町では新施設の整備が予定されている。
なお、利島村では資源物を島外搬出しており、施設は保有していない。

自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	整備見通し(年)									
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
大島町	大島町粗大ごみ処理施設	1991	7	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
新島村	新島村リサイクル施設	2000	1	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
神津島村	神津島村粗大ゴミ処理場	1987	7.5	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
三宅村	三宅村クリーンセンター粗大ごみ処理施設	2000	1.6	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
御蔵島村	御蔵島村廃棄物再利用施設	1999	1	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
八丈町	八丈町クリーンセンター	1997	7	26	27								
	新施設	2024	0.5			1	2	3	4	5	6	7	8
青ヶ島村	青ヶ島クリーンセンター	2003	1	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
小笠原村	父島クリーンセンター	1999	2.1	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33

：新施設

※枠内の数字は稼働年数を示す。

ウ) 最終処分場

小笠原村を除く 8 町村の焼却残さは、東京都島嶼町村一部事務組合の大島一般廃棄物管理型最終処分場、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場で広域処理が行われている。不燃ごみについてはそれぞれの町村の処分場で埋立処分されている。

小笠原村では、父島埋立処分場で埋立処分されている。

自治体等	施設名	稼働年	全体容量 (㎡)	埋立完了予定(年)									
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
東京都島嶼町村一部事務組合													
2町6村(※)	大島一般廃棄物管理型最終処分場	2006	49,500	(予定) 2040年									
	八丈島一般廃棄物管理型最終処分場	2012	49,500	(予定) 2029年									
大島町	大島町安定型最終処分場	2009	32,700	(予定) 2043年									
利島村	利島村焼根山安定型処分場	2012	1,200	(予定) 2037年									
新島村	新島村式根島神引安定型処分場	1995	7,710	(予定) 2040年									
	新島村阿土山安定型最終処分場	2008	25,000	(予定) 2042年									
神津島村	神津島村最終処分場	2016	31,600	(予定) 2066年									
三宅村	三宅村処分場	1971	336,326	(当初予定) 2017年									
御蔵島村	御蔵島村処分場	2001	4,200	(予定) 2032年									
八丈町	八丈町中之郷埋立処分場	1973	88,780	(当初予定) 2013年									
青ヶ島村	青ヶ島村中原埋立地	1975	15,000	(当初予定) 2008年									
小笠原村	父島埋立処分場	2001	12,000	(予定) 2032年									
	振分山処分場	1971	450	(予定) 2032年									
	中ノ平処分場	1993	100	(予定) 2032年									

※枠内の数字は稼働年数を示す。

※ 東京都島嶼町村一部事務組合は、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の 2 町 7 村により構成されている。ただし、大島及び八丈島の管理型最終処分場については小笠原村を除く 2 町 6 村の共同事業として整備・運営管理を行っている。

注) 4. 3 (2) の各表は、「東京都区市町村清掃事業年報(令和 2 年度実績)」、「環境省一般廃棄物処理事業実態調査(令和 2 年度実績)」及び区市町村等の一般廃棄物処理基本計画、施設整備計画等の公表情報を基に作成している。

第5章 広域化・集約化に向けた今後の取組

「4.3 廃棄物処理体制」に示したとおり、2031年度までの施設整備については、既に各地域で予定されている計画がある。また、今後、施設整備を予定する地域を中心に将来的な広域化・集約化に向け、都、区市町村等が相互に協力して検討・協議を進める。

区市町村は、ごみ処理の統括的な責任を有しており、3R活動の普及啓発などごみの発生抑制に向けて取り組むとともに、安定的かつ効率的で持続可能な廃棄物処理体制を構築する中で、広域化・集約化についても検討する。

(1) 取組の進捗管理

区市町村等の施設整備の予定や計画、広域化・集約化の検討状況を定期的に把握するとともに、ごみ処理を取り巻く環境や経済社会状況が大きく変化し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の再構築の必要性が生じた場合は、必要に応じて本方向性を見直しを図る。

(2) 意見交換・情報共有等の推進

広域化・集約化の検討においては、各地域の計画、検討状況、将来的な広域化・集約化の可能性などを踏まえる必要があるため、既存の会議体等の活用も含め、都、区市町村等との意見交換・情報共有等を推進する。

なお、2031年度までの本方向性を基本としつつ、人口及びごみ排出量等の推移などを考慮しながら、区市町村等と連携して将来的な広域化・集約化のあり方について更なる検討を進めていく。

(3) 技術継承、人材育成

施設整備・維持管理の効率化、施設の長寿命化など、区市町村等有するノウハウや最新技術を継承するため、職員の相互交流も視野に入れながら、廃棄物処理に係る人材の確保・育成を進めていく。

資 料 集

資料1 区市町村別推計人口

資料1 区市町村別推計人口（人）（1/3）

自治体名	2020年	2025年	2030年
千代田区	67,601	78,415	85,692
中央区	172,183	189,732	202,599
港区	266,588	297,748	317,217
新宿区	355,524	359,269	359,133
文京区	237,969	247,101	250,495
台東区	211,560	220,121	221,325
墨田区	272,910	276,045	275,586
江東区	526,855	553,855	567,787
品川区	415,808	430,132	436,469
目黒区	290,465	296,918	296,573
大田区	746,463	755,100	753,888
世田谷区	946,611	955,881	953,344
渋谷区	238,102	253,491	259,451
中野区	345,442	349,907	349,614
杉並区	590,868	597,242	593,348
豊島区	305,721	309,074	308,086
北区	357,865	361,133	360,319
荒川区	220,668	223,403	223,045
板橋区	590,238	606,638	612,666
練馬区	745,494	750,590	748,479
足立区	685,421	682,450	673,300
葛飾区	457,744	457,466	453,834
江戸川区	699,807	697,880	690,032
区部全体	9,747,907	9,949,591	9,992,282

資料1 区市町村別推計人口（人）（2/3）

自治体名	2020年	2025年	2030年
八王子市	576,964	564,982	546,941
立川市	182,267	182,216	181,183
武蔵野市	149,755	151,591	151,255
三鷹市	193,743	192,841	190,662
青梅市	133,033	128,099	121,689
府中市	264,728	264,286	261,884
昭島市	112,095	109,376	105,428
調布市	242,372	244,103	243,134
町田市	435,496	434,642	427,418
小金井市	126,873	127,803	127,255
小平市	197,488	198,526	197,768
日野市	190,991	194,240	194,045
東村山市	149,708	143,737	136,293
国分寺市	128,751	129,895	129,571
国立市	75,679	74,506	72,620
福生市	57,543	54,602	50,714
狛江市	84,778	85,509	85,270
東大和市	84,121	83,239	81,534
清瀬市	75,522	75,018	73,531
東久留米市	116,164	113,426	109,444
武蔵村山市	71,797	71,007	68,987
多摩市	148,055	143,482	137,237
稲城市	92,667	93,988	93,903
羽村市	54,658	52,856	50,244
あきる野市	79,818	78,074	75,467
西東京市	206,399	206,220	204,394
瑞穂町	32,421	31,430	30,072
日の出町	17,127	17,156	16,940
檜原村	1,968	1,709	1,472
奥多摩町	4,856	4,213	3,606
多摩地域全体	4,287,837	4,252,772	4,169,961

資料1 区市町村別推計人口（人） (3/3)

自治体名	2020年	2025年	2030年
大島町	7,092	6,474	5,956
利島村	335	323	307
新島村	2,566	2,412	2,269
神津島村	1,842	1,817	1,792
三宅村	2,235	2,025	1,868
御蔵島村	330	313	292
八丈町	6,958	6,311	5,767
青ヶ島村	184	170	165
小笠原村	3,077	3,155	3,151
島しょ地域全体	24,619	23,000	21,567
東京都全体	14,060,363	14,225,363	14,183,810
区部	9,747,907	9,949,591	9,992,282
多摩地域	4,287,837	4,252,772	4,169,961
島しょ地域	24,619	23,000	21,567

(出典：東京都の統計（東京都総務局）)

[参考]

図3-1 東京都（東京都全体、区部、多摩・島しょ地域）の推計人口の値を再掲
(万人)

	2020年	2025年	2030年
東京都全体	1,405	1,418	1,424
区部	973	983	995
多摩・島しょ地域	431	435	428

(「未来の東京」戦略（令和5年1月） 附属資料 東京の将来人口を基に作成)

資料2 区市町村別推計ごみ排出量

資料2 区市町村別推計ごみ排出量（t/年）（1/3）

自治体名	2019年	2025年	2030年
千代田区	30,063	34,728	35,831
中央区	68,938	75,602	76,219
港区	108,416	119,079	119,778
新宿区	129,825	127,177	120,027
文京区	83,568	83,403	79,825
台東区	80,149	80,812	76,715
墨田区	94,065	92,231	86,934
江東区	175,804	180,397	174,604
品川区	144,012	143,433	137,416
目黒区	103,223	102,392	96,560
大田区	244,139	237,694	224,056
世田谷区	322,448	315,710	297,282
渋谷区	96,575	97,559	94,275
中野区	113,935	111,288	104,983
杉並区	195,177	190,077	178,288
豊島区	102,515	100,291	94,386
北区	119,704	116,948	110,166
荒川区	75,437	74,290	70,028
板橋区	194,319	193,805	184,797
練馬区	244,231	235,334	221,562
足立区	228,157	216,205	201,391
葛飾区	151,403	146,721	137,425
江戸川区	229,554	219,834	205,219
区部全体	3,335,656	3,295,010	3,127,766

資料2 区市町村別推計ごみ排出量（t/年）（2/3）

自治体名	2019年	2025年	2030年
八王子市	162,968	152,589	139,465
立川市	43,265	41,431	38,895
武蔵野市	43,530	42,517	40,053
三鷹市	48,913	46,835	43,719
青梅市	40,539	37,126	33,298
府中市	64,290	61,992	57,997
昭島市	31,262	28,980	26,373
調布市	62,403	60,622	57,008
町田市	120,979	117,058	108,681
小金井市	27,823	27,312	25,675
小平市	47,293	45,606	42,894
日野市	44,767	44,027	41,526
東村山市	38,018	34,742	31,102
国分寺市	32,436	31,683	29,838
国立市	20,803	19,453	17,901
福生市	16,185	14,839	13,012
狛江市	20,917	20,344	19,154
東大和市	20,648	19,673	18,194
清瀬市	19,315	18,350	16,981
東久留米市	31,609	29,825	27,170
武蔵村山市	20,394	19,510	17,896
多摩市	41,203	38,556	34,817
稲城市	24,016	23,500	22,167
羽村市	16,818	15,522	13,931
あきる野市	24,756	23,283	21,249
西東京市	50,431	48,490	45,376
瑞穂町	11,278	10,593	9,569
日の出町	5,533	5,326	4,965
檜原村	773	624	507
奥多摩町	1,760	1,470	1,188
多摩地域全体	1,134,922	1,081,875	1,000,602

資料2 区市町村別推計ごみ排出量（t/年）（3/3）

自治体名	2019年	2025年	2030年
大島町	4,026	3,456	3,002
利島村	110	100	90
新島村	1,613	1,482	1,317
神津島村	2,175	2,026	1,886
三宅村	1,246	1,043	908
御蔵島村	288	261	230
八丈町	4,021	3,413	2,944
青ヶ島村	102	96	88
小笠原村	1,213	1,238	1,167
島しょ地域全体	14,792	13,115	11,632
東京都全体	4,485,370	4,390,000	4,140,000
区部	3,335,656	3,295,010	3,127,766
多摩地域	1,134,922	1,081,875	1,000,602
島しょ地域	14,792	13,115	11,632

注) 推計値の算出については12ページ欄外※参照

資料3 区市町村別推計可燃ごみ排出量

資料3 区市町村別推計可燃ごみ排出量（t/年）（1/3）

自治体名	2019年	2025年	2030年
千代田区	23,841	26,784	27,103
中央区	53,865	57,326	56,599
港区	83,030	88,965	87,522
新宿区	104,381	101,372	94,093
文京区	63,667	65,668	61,750
台東区	62,066	63,690	59,407
墨田区	79,244	75,227	69,866
江東区	141,734	141,669	134,687
品川区	109,661	110,408	103,723
目黒区	78,751	77,862	71,927
大田区	196,973	190,643	176,827
世田谷区	256,352	251,691	233,089
渋谷区	74,925	77,838	73,981
中野区	86,795	85,054	78,630
杉並区	147,657	144,038	132,303
豊島区	80,626	81,044	75,097
北区	97,803	94,075	87,222
荒川区	62,471	60,734	56,420
板橋区	157,944	158,270	148,715
練馬区	191,551	182,901	168,995
足立区	194,491	181,627	167,092
葛飾区	125,195	116,009	106,792
江戸川区	191,003	179,574	165,197
区部全体	2,664,027	2,612,468	2,437,035

資料3 区市町村別推計可燃ごみ排出量（t/年）（2/3）

自治体名	2019年	2025年	2030年
八王子市	111,750	104,099	92,270
立川市	25,505	22,886	20,355
武蔵野市	27,206	25,738	23,221
三鷹市	28,435	26,460	23,465
青梅市	27,265	24,206	20,958
府中市	37,878	34,891	30,998
昭島市	21,114	18,812	16,519
調布市	34,560	32,134	28,480
町田市	83,685	78,538	70,598
小金井市	12,327	11,221	9,568
小平市	30,922	29,076	26,338
日野市	27,020	25,716	23,135
東村山市	23,612	20,541	17,564
国分寺市	17,269	16,112	14,222
国立市	13,402	12,026	10,623
福生市	10,770	9,384	7,919
狛江市	13,633	12,902	11,693
東大和市	14,647	13,250	11,869
清瀬市	12,468	11,528	10,258
東久留米市	20,365	18,106	15,802
武蔵村山市	14,592	13,274	11,805
多摩市	29,413	26,308	23,040
稲城市	17,107	16,369	15,004
羽村市	11,150	9,769	8,433
あきる野市	17,922	16,116	14,283
西東京市	30,094	27,595	24,555
瑞穂町	8,052	7,127	6,235
日の出町	4,085	3,911	3,561
檜原村	573	420	331
奥多摩町	1,321	1,016	798
多摩地域全体	728,142	669,531	593,898

資料3 区市町村別推計可燃ごみ排出量（t/年）（3/3）

自治体名	2019年	2025年	2030年
大島町	3,510	2,834	2,426
利島村	90	86	76
新島村	1,368	1,145	998
神津島村	1,483	1,303	1,170
三宅村	1,085	847	726
御蔵島村	249	232	203
八丈町	2,880	2,289	1,912
青ヶ島村	51	46	39
小笠原村	557	598	524
島しょ地域全体	11,273	9,379	8,075
東京都全体	3,403,442	3,291,378	3,039,008
区部	2,664,027	2,612,468	2,437,035
多摩地域	728,142	669,531	593,898
島しょ地域	11,273	9,379	8,075

注) 推計値の算出については12ページ欄外※参照

資料4 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化
について（通知）

環循適発第 1903293 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設
の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいている
ところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平
成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。
以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削
減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を
推進することを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県
及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約
化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は
平成 10 年度の 1,769 施設から平成 28 年度には 1,120 施設と約 4 割減少している。施
設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/日以上以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割で
あったところ、平成 28 年度には 100 t/日以上以上の施設が 591 施設と全体の約 5 割に増
加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/日から平成 28 年度には 161t/日
となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシ
ン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/年から平成 28 年には 24g-TEQ/年と
大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処
理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく
状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、
「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東

京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。ついては、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経

済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

(4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

(5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

２．広域化・集約化計画の策定

（１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

（２）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

（３）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30 年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

（４）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（２）及び（３）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り

2.(4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

- (1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。
- (3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

衛 環 第 173 号
平成 9 年 5 月 28 日

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部環境整備課長

ごみ処理の広域化計画について

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成 9 年 1 月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。

別 添

1. 広域化の必要性

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である。このため、次の事項を十分踏まえううえで広域化計画を策定されたいこと。

(1) ダイオキシン削減対策

今後新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。

(2) 焼却残渣の高度処理対策

焼却残渣に含まれるダイオキシン類を削減するため、特別管理一般廃棄物として指定されているばいじんだけでなく、焼却灰についても熔融固化等の高度処理を推進する必要があるが、焼却残渣のリサイクルの観点からも、積極的に実施することが適当である。

(3) マテリアルリサイクルの推進

リサイクル可能物を広域的に集めることにより、リサイクルに必要な量が確保される場合があるので、これによりマテリアルリサイクルを推進するとともに、焼却量の減量化を図る。

(4) サーマルリサイクルの推進

ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することができる。これによってエネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止にも資することができる。なお、サーマルリサイクル推進の観点からは、ごみ焼却施設は、焼却能力 300 t / 日以上とすることが望ましい。

(5) 最終処分の確保対策

大都市圏等では既に広域的な最終処分場の整備が行われているところであるが、今後はごみ焼却施設の広域化と併せて、焼却灰等を処分する最終処分場の広域的な確保を図る必要がある。

(6) 公共事業のコスト縮減

近年、公共事業のコスト縮減の必要性が高まっており、当省としても「厚生省関係公共工事費用縮減対策に関する行動計画」を定め、平成9年4月22日付け衛計第63号をもって通知したところである。高度な処理が可能で小規模なごみ焼却施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となることから、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図る必要がある。

2. 広域化計画の内容

広域化計画には、以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年（平成10年度～平成19年度）とすること。

(2) 広域化ブロック区割りの作成

地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t/日以上（最低でも100t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること。

（作成例）

ブロック名	人口 (万人)	面積 (km ²)	構成市町村・一部事務組合名

(3) 各ブロックにおける施設整備計画

広域化に向けた廃棄物処理施設の整備計画を各ブロックごとに策定すること。

（作成例）

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	排ガス中の ダイオキシン類濃度
ごみ焼却施設			
RDF化施設			—
RDF燃焼施設			
熔融固化施設			—
粗大ごみ処理施設			—
最終処分場			—
汚泥再生処理センター			—
リサイクルプラザ			
・			
・			
・			

(4) ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計

各ブロックごと及び全県のダイオキシン類排出量の現状及び将来推計を行い、記載すること。

(作成例)

(g-TEQ/年)

地域区分	現状排出量 平成 9 年	恒久対策実施後 (5 年後) 平成 14 年	(10 年後) 平成 19 年	(20 年後) 平成 29 年
○ ○ ブロック △ △ ブロック ・ ・ ・				
合 計				

(5) 広域化が完成するまでの過渡期のごみ処理方法

広域化が完了するまでの間において、既存の施設が建て替え時期を迎えつつも、広域化した全連続炉が供用されていない場合などにおける近隣市町村における暫定的な処理、RDF化及びその利用等の過渡期のごみ処理方策について各ブロックごとに検討し、記述すること。

(作成例)

ブロック名	既存施設名	処理能力	廃止予定年月	廃止後の処理方法

(6) RDFを活用する場合の利用先等

RDFを活用して発電等を行う場合の利用先を確保するとともに、その使用量等を記載すること。

(作成例)

利用先名称	所在地	RDF使用量	発電量等

(7) その他

必要に応じ、以下の事項について記載すること。

- ・ごみ、RDFの輸送方法
- ・マテリアルリサイクル量（現状→将来）
- ・ごみ発電量（現状→将来）
- ・各ブロックにおけるごみの分別方法
- ・その他必要な事項

(8) 広域化のフォローアップの方法

広域化計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年、各施設のダイオキシン類濃度の把握、各ブロックにおける施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化の進行管理を行う。

3. 広域化計画策定の手法

(1) 市町村の意向調査

広域化に関する市町村の意向等を把握するため、必要に応じ、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施すること。

(2) 「ごみ処理広域化検討会」の設置・開催

必要に応じ、都道府県において検討会を設置・開催し、策定に向けての検討を行うこと。

(3) 「市町村ブロック会議」の設置・開催

広域化ブロックを設定した後においては、構成市町村が主体となって市町村ブロック会議を設置・運営し、それぞれのブロックにおける各種廃棄物処理施設の設置、過渡期のごみ処理等について検討すること。

4. 留意事項

(1) ごみ処理の広域化計画は、原則として平成 9 年度中に策定すること。やむを得ない場合は、平成 10 年度でも可とする。

(2) 策定された広域化計画については、当職あて提出されたいこと。

(3) 計画においては、ごみ処理関連のすべての種類の施設を対象とすることが望まれること。

(4) 将来的には処理能力 300 t / 日のごみ焼却施設による広域化を推進することを検討しているので、これを踏まえたうえで計画を策定すること。

(5) 政令指定都市等の大都市は、積極的に周辺市町村のごみ処理を受け入れ、中核となって広域化を推進することが望ましいこと。

(6) 既設焼却施設に関するダイオキシン類削減のための恒久対策はできるだけ早く着手し、原則として 5 年以内に完了すること。

(7) 溶融固化施設、最終処分場等は、複数ブロックで 1 箇所としてもよいこと。

(8) 必要に応じ、都道府県境を越えた広域化についても考慮すること。

(9) 広域化計画の策定に当たっては、ダイオキシン削減効果、リサイクルの推進、余熱利用、灰処理等に関するメリット、ごみ・RDF の収集運搬、施設の建設・維持管理の経済性等を総合的に検討すること。

(10) 計画は、必要に応じ、改訂すること。